

西東京商工会

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者支援策

西東京市市内事業者緊急支援金給付制度 に関するお知らせ

西東京市市内事業者 緊急支援金給付制度とは？

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上げが減少した市内中小企業・個人事業主に、人件費や家賃、水道光熱費などの固定費の支払いに対する負担軽減及び事業継続支援を目的とした支援金です。

 **支援給付額** 一律 **10万円**

申請期間

※ただし、予算上限額に達し次第終了
(2,500事業者分の予算措置)

【認定書申請期間】令和3年2月22日(月)～5月24日(月)(必着)

【支援金申請期間】令和3年3月15日(月)10時00分～5月31日(月)23時59分

対象事業者

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、緊急事態宣言等の発出により、経済活動の制限を受け、売上が減少した西東京市内中小企業・個人事業主のうち、次の

①または②の認定要件に該当し、西東京市長から認定を受けている事業者。

① 令和3年1月の売上が前年同月比で20%以上減少している事業者

② 令和2年2月から12月までに開業し、令和3年1月の売上が開業後最大の売上月と比べて20%以上減少している事業者

(認定書申請に関する詳細については、西東京市生活文化スポーツ部産業振興課へお問合せください。)

申請

I. 認定書の申請



西東京市産業振興課へ郵送または持参で申請をしてください。

(必要書類、申請方法などの詳細については市のホームページをご確認ください。)

〔認定書の申請に関する問合せ・申請先〕

西東京市生活文化スポーツ部産業振興課 Tel.042-420-2819

郵送：〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市産業振興課 商工係 宛て

持参：西東京市役所 田無第二庁舎5F

エレベーターホールに設置してある専用ボックスへ投函

II. 支援金の申請

認定書を受領後、西東京商工会の支援金申請サイトより申請期間内に申請してください。

〔支援金の申請に関する問合せ先〕

西東京商工会 田無事務所

〒188-0012 西東京市南町5-6-18 Tel.042-461-4573

1 認定書の申請（郵送または持参）

西東京市生活文化スポーツ部産業振興課へ郵送または持参で認定書の申請を行う
〔認定書申請期間〕令和3年2月22日（月）から5月24日（月）まで

2 認定書を受領後、申請期間内に支援金申請サイトへアクセス

〔支援金申請期間〕令和3年3月15日（月）から5月31日（月）まで
支援金申請サイト **検索** 西東京商工会緊急支援金

3 申請情報入力画面にて基本情報を入力

事業所の基本情報と連絡先、口座情報等について入力

4 必要書類を添付し送信

- 西東京市市内事業者緊急支援金の認定申請書
- 申請者本人名義の口座通帳の写し
※振込先口座の通帳表紙及び1・2ページ目
※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳などの画面コピー

事業者自らオンライン申請できない方のために
西東京商工会にて
サポート会場を開設します。

**サポート会場****西東京商工会****田無事務所**

西東京市南町5-6-18

保谷事務所

西東京市住吉町6-1-5

- 開設期間 令和3年3月15日（月）から5月31日（月）まで（土・日・祝日除く）
- 開設時間 10時00分から16時00分まで **完全予約制**
- 予約方法 西東京商工会田無事務所へ電話にてご予約ください
受付開始日:令和3年3月8日（月）
受付時間:10時00分から16時00分まで（土・日・祝日除く）
電話番号:042-461-4573

サポート会場は、申請のお手伝いをする場で、書面の受付は行いません。
サポート会場へは、添付書類の他に申請をスムーズに行うために基本情報シートへの記入の上、ご来場ください。なお、メールアドレスが必要となりますので、メールアドレスをご用意ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、サポート会場にご来場の際はマスク着用、手指の消毒にご協力ください。

37.5℃以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合は、ご来場をご遠慮いただきます。